

岩国市長期未着手都市計画公園見直し基本方針

平成 30 年 12 月

岩国市

0 1 岩国市の公園の現状と課題

1-1. 公園の概要

(1) 公園緑地の効果

公園緑地の効果は、一般的に存在効果と利用効果があります。存在効果とは、公園緑地が存在することによって、都市機能、都市環境等都市構造上にもたらされる効果のことです。利用効果とは、公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果のことです。

▼公園緑地の効果（出典：公園緑地マニュアル平成 29 年度版）

効果の分類	内容	
存在効果	①都市形態規制効果	無秩序な市街化の連担の防止等都市の発展形態の規制・誘導
	②環境衛生的効果	ヒートアイランドの緩和等都市の気温の調節、騒音・振動の吸収、防風、防塵、大気汚染防止、省エネルギー効果等
	③防災効果	大規模地震火災時の避難地、延焼防止、爆発等の緩衝、洪水調節、災害危険地の保護等
	④心理的效果	みどりによる心理的安定効果、美しく潤いのある都市景観、郷土に対する愛着意識の涵養
	⑤経済的效果	みどりの存在による周辺地区への地価上昇等の経済効果、地域の文化・歴史資産と一体となった緑地による観光資源等への付加価値
	⑥自然環境保全効果	
	⑦生物の生息環境保全効果	
利用効果	①休養・休息の場	
	②子どもの健全な育成の場	
	③競技スポーツ、健康運動の場	
	④教養、文化活動等様々な余暇活動の場	
	⑤地域のコミュニティ活動、参加活動の場	

(2) 都市公園の種別と内容

都市公園は、住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがあります。その機能、目的、利用対象等によって、下表のように区分されています。

▼都市公園の種類（出典：公園緑地マニュアル平成 29 年度版）

種類	種別	内容
住区 基幹 公園	街区 公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣 公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 箇所あたり面積 2ha を標準として配置する。
	地区 公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 箇所あたり面積 4ha を標準として配置する。
都市 基幹 公園	総合 公園	都市住民全般の休息、緩衝、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動 公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 15～75ha を標準として配置する。
緩衝 緑地等	特殊 公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝 緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市 緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1 ヶ所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加または回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

（３）岩国市の公園の種類

本市で主に都市計画区域内に整備されている公園としては以下の種類があります。

■都市公園とは

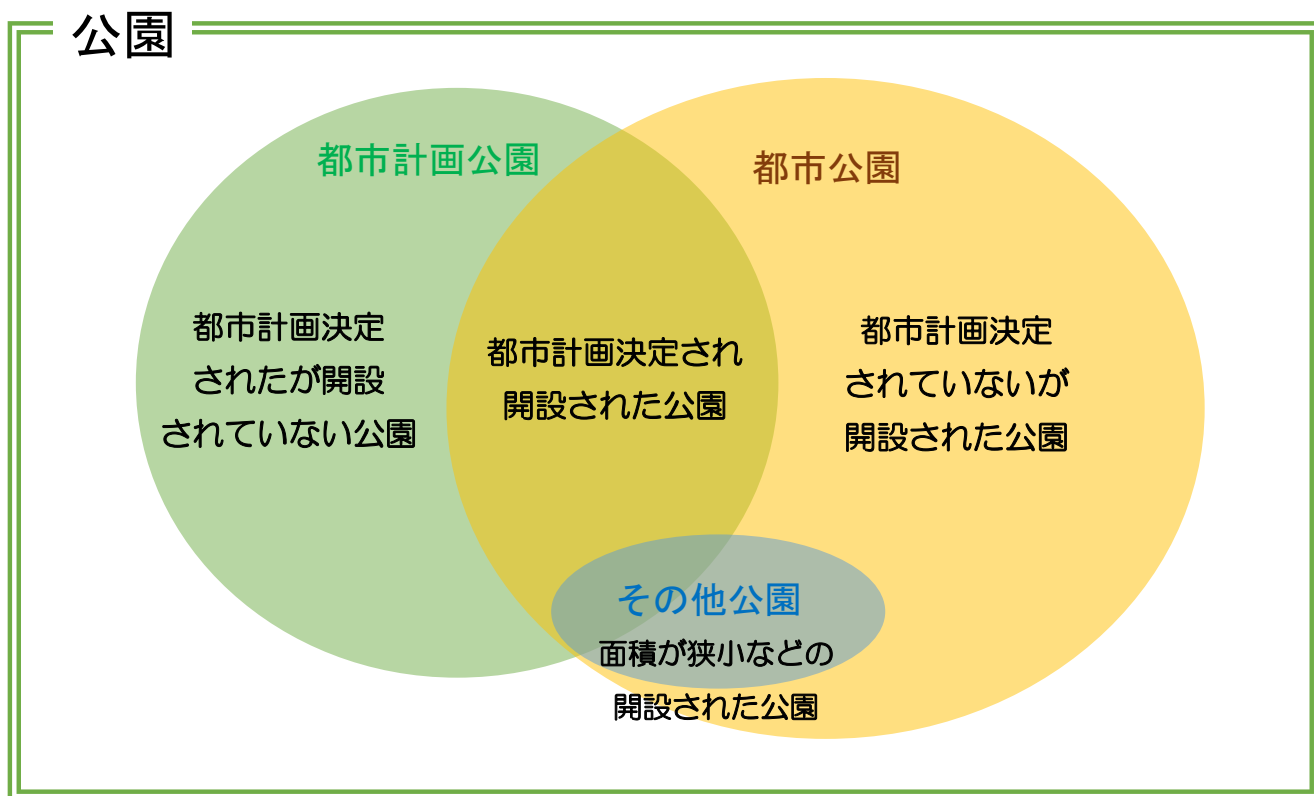
都市公園とは、都市公園法に基づき設置される、都市計画法による都市計画区域内において、地方公共団体の設置する公園または緑地のことをいいます。この場合都市計画決定の有無に関わらず、また都市計画事業により施行されるものに限られません。

■都市計画公園とは

都市計画公園とは、都市計画法に基づき、都市計画決定された公園または緑地で、国または地方公共団体が設置するものをいいます。

■その他公園とは

その他公園とは、都市公園の中でも岩国市が、面積が狭小などの事情により独自に分類した公園・緑地のことをいいます。



1-2. 岩国市の公園の現況

(1) 公園の整備状況

本市においては、都市公園およびその他公園を合わせ 251 の公園が開設されています。また、岩国市都市公園条例第 1 条の 3 では「市の区域内の都市公園の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、10 平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の市民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。」とされています。平成 30 年（2018 年）4 月現在で、都市公園の市民一人当たりの公園面積は 11.54 m²/人、都市公園及びその他公園を合計した市民一人当たりの公園面積は 12.35 m²/人、市街地（市街化区域内又は用途地域指定区域内）の都市公園の当該市街地の市民 1 人当たりの公園面積は 7.11 m²/人となっています。

公園の配置状況を見ると、人口が集積しているエリアに公園が配置されている状況が分かります。周東地域については、都市公園、その他公園を合わせて 6 公園しかありませんが、グラウンドや運動広場などの面積の大きなその他公共施設緑地が多くあり、公園を補完しています。

以上のことから、市民 1 人当たりの公園面積としては充足していると言えます。

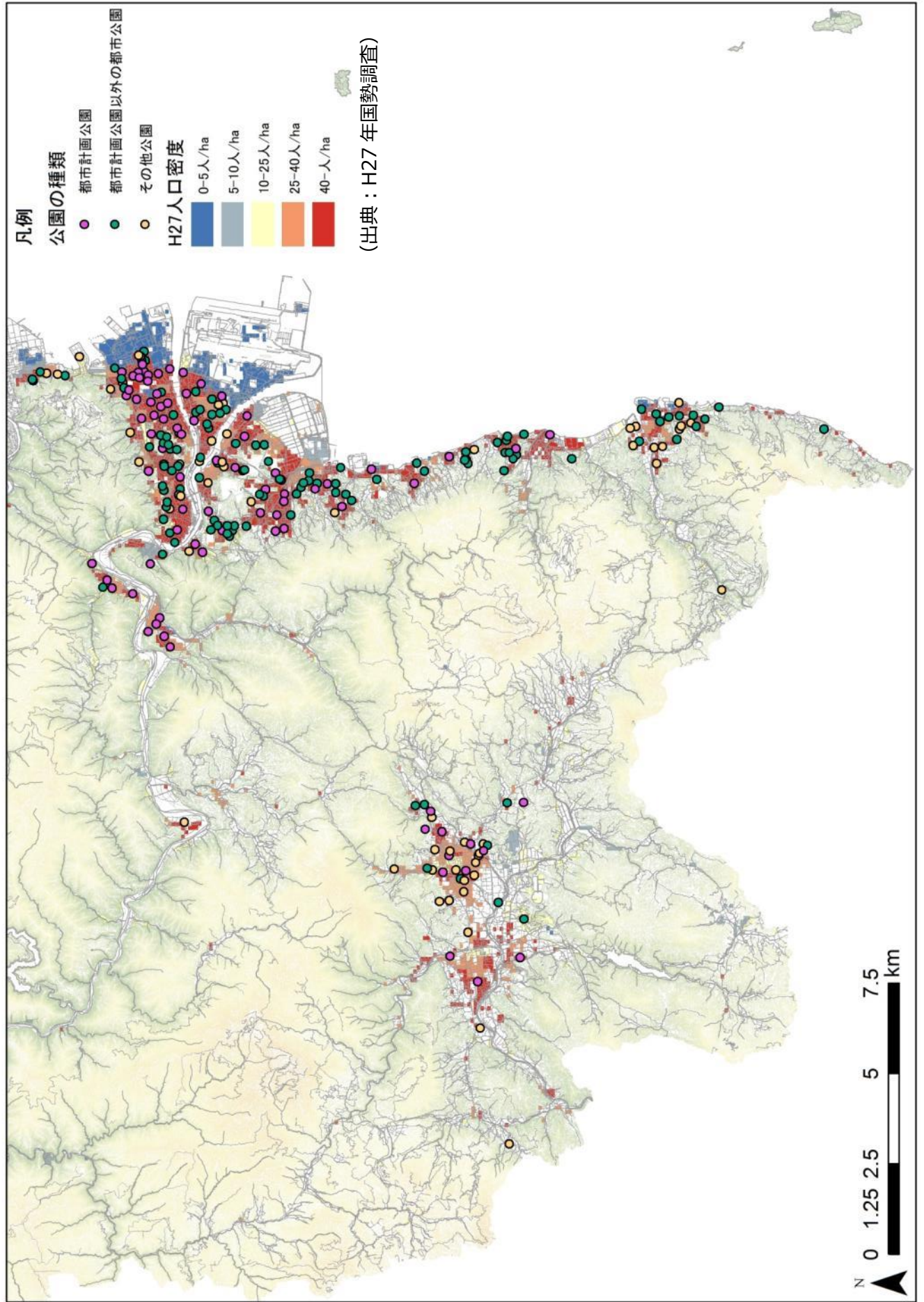
▼ 公園一覧（都市公園、その他公園）

H30.4.1

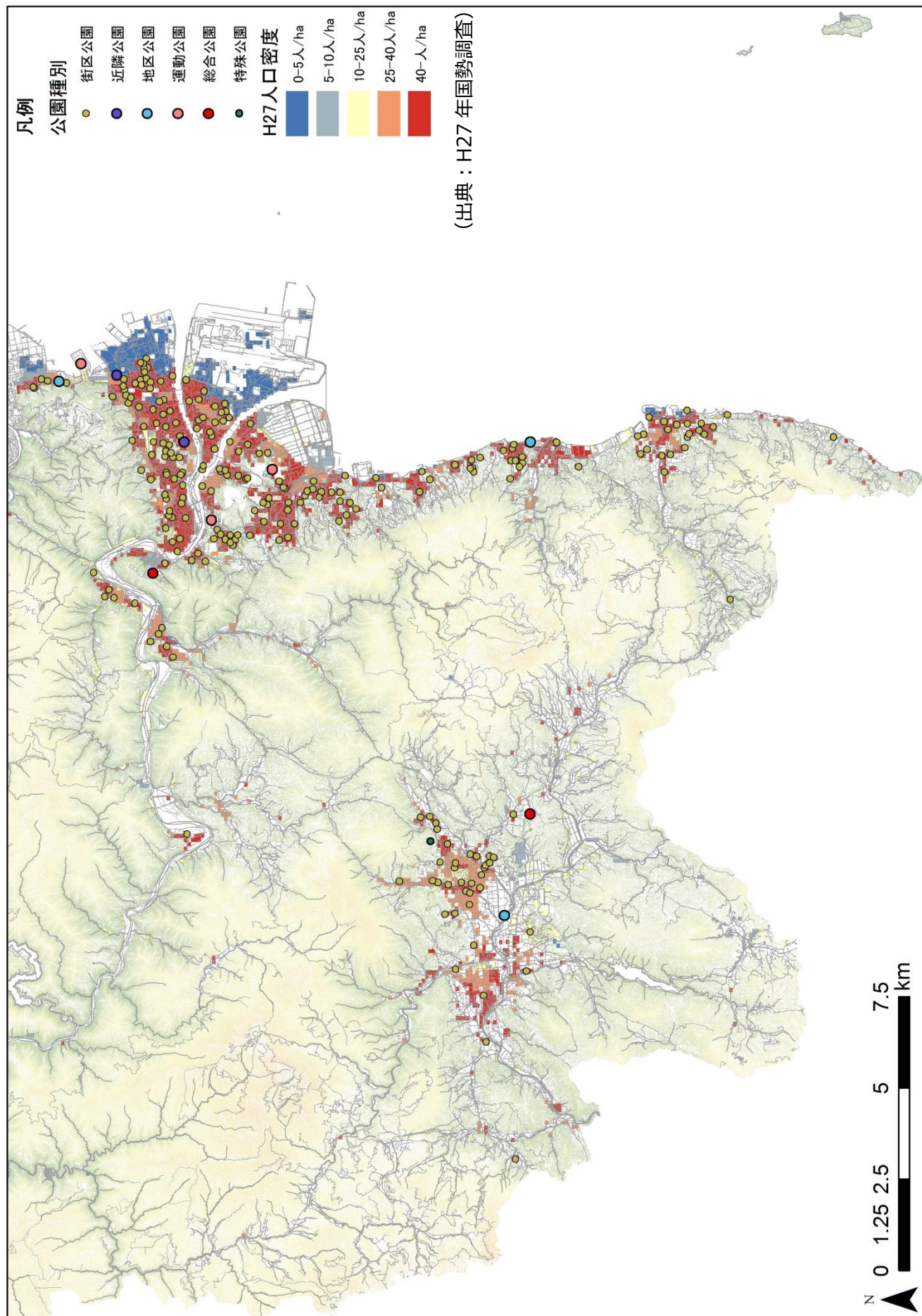
地区	都市公園		その他公園		合計		一人当たり 公園面積
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	(m ² /人)
岩国	161	117.27	27	9.40	188	126.67	13.31
玖珂	16	34.42	17	0.66	33	35.08	12.90
周東	4	3.58	2	0.20	6	3.78	
由宇	12	1.24	12	0.79	24	2.03	
計	193	156.51	58	11.05	251	167.56	12.35

出典：住民基本台帳

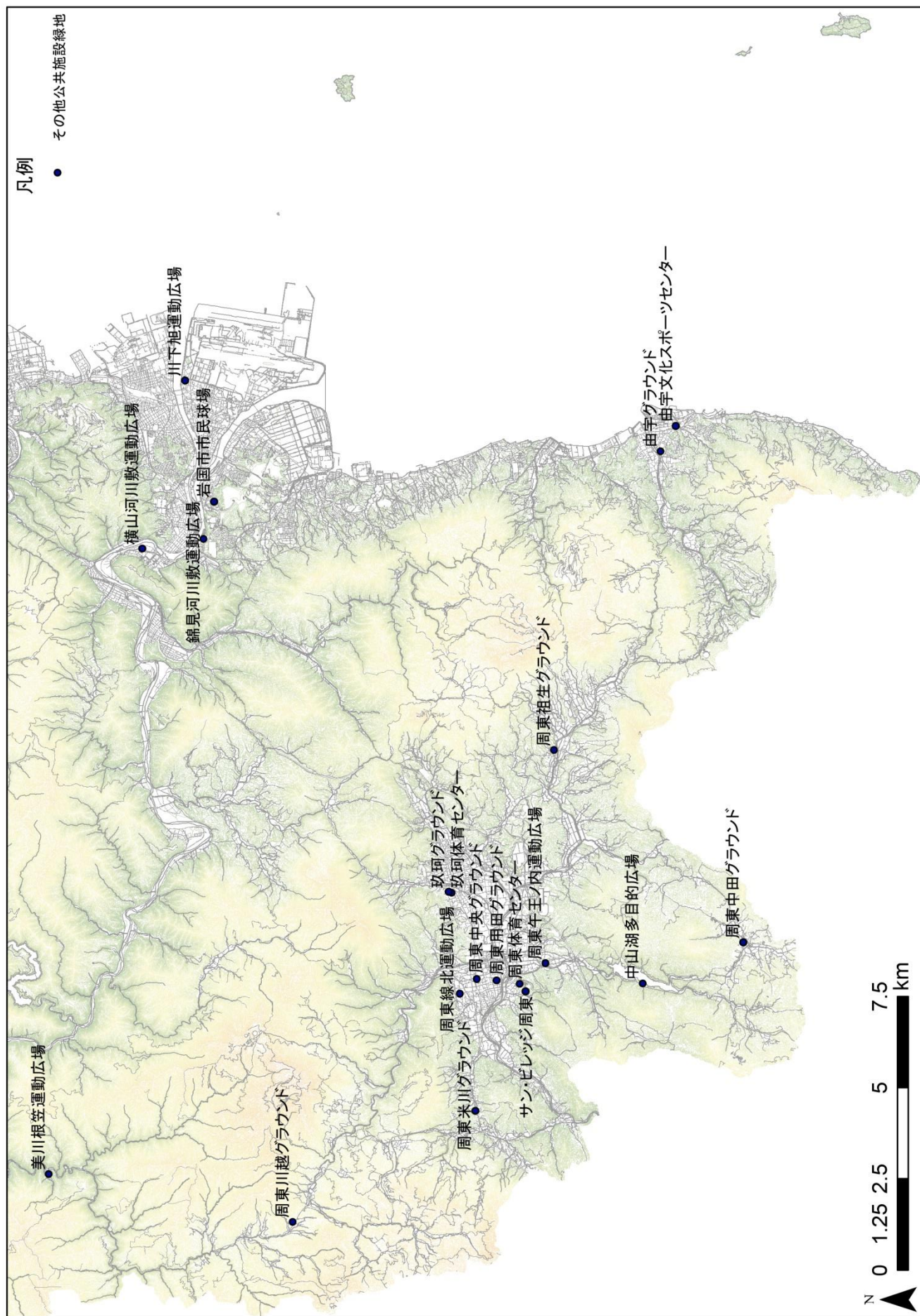
▼公園の種類別の位置図



▼公園の種別ごとの位置図



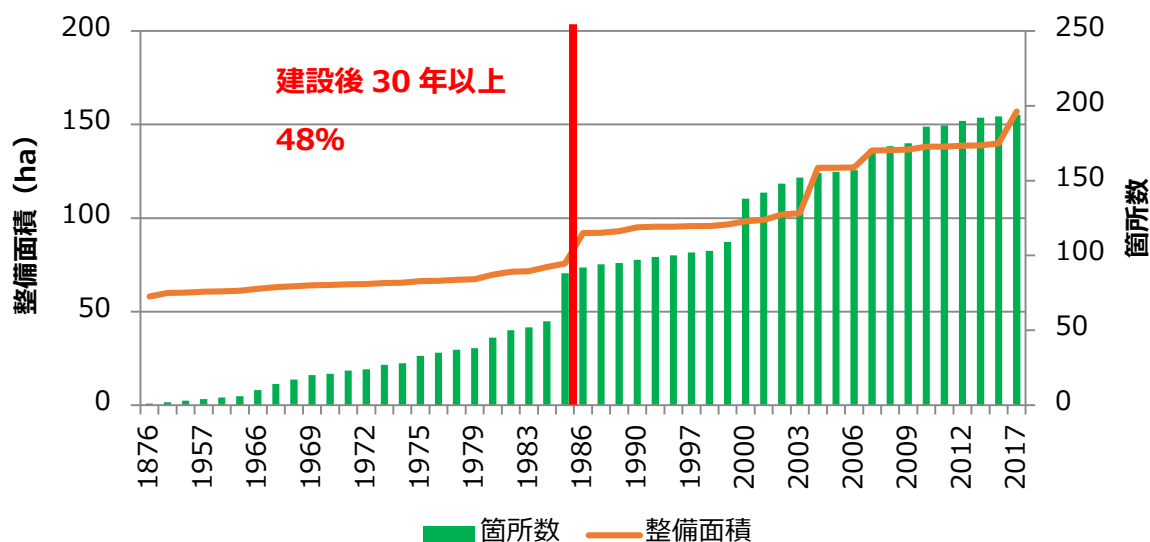
▼その他公共施設緑地の位置図



次に、時系列での本市の都市公園の整備の状況を見ると、昭和 59 年（1984 年）以降、都市公園の整備箇所数が大きく増えています。また、整備面積についても同様の傾向です。また、整備後 30 年以上経過している公園箇所数は全体の 48%であり、老朽化が進行していることが想定されます。

それに対して、本市では公園施設長寿命化計画を策定し、計画に則して順次老朽施設の更新や予防保全型の管理を実施しています。

▼都市公園の時系列整備箇所数・整備面積



(2) 都市計画公園の整備状況

都市計画公園として 85 公園、173.45ha を都市計画決定しています。そのうち 81 公園、119.61ha が平成 30 年 4 月現在開設されています。

▼都市計画公園の整備状況 H30.4.1

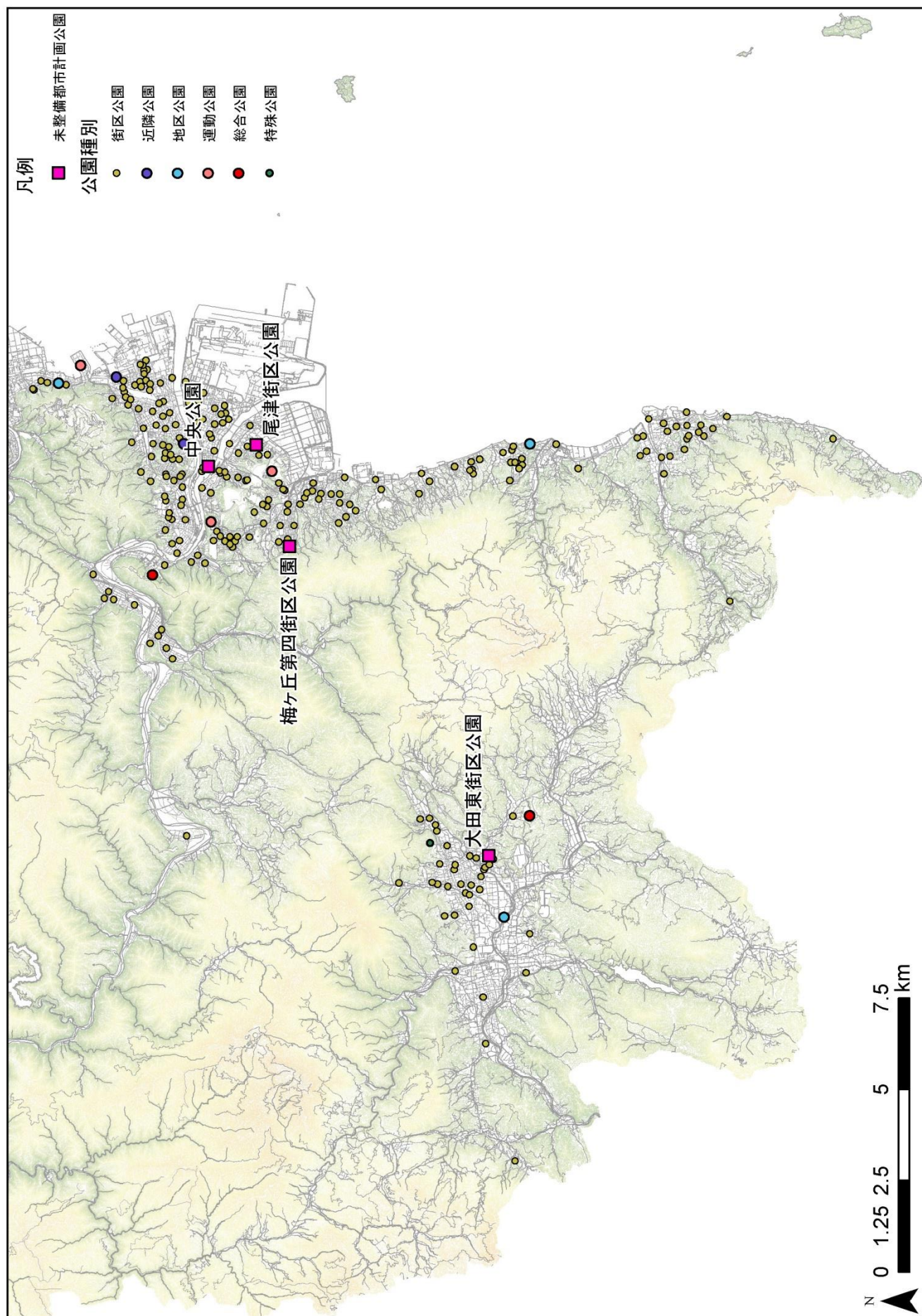
都市公園の種類	計 画		開 設	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
住区基幹公園	81	26.25	77	19.49
都市基幹公園	3	144.60	3	98.05
緩衝緑地等	1	2.60	1	2.07
総 計	85	173.45	81	119.61

都市計画決定されたものの、未整備の都市計画公園は、以下の 4 公園です。

▼ 未整備の都市計画公園の一覧

地区名	公園の名称		決 定 年 月 日		決定		供用	整備率
	都決番号	名 称	当初告示	最終告示	種別	面積 (h a)	面積 (h a)	(%)
岩国	2.2.3.3	尾津街区公園	S49.4.12	H1.8.7	街区	0.18	0.00	0.0 %
	2.2.4.1	梅が丘第四街区公園	S53.6.20	H1.8.7	街区	0.47	0.00	0.0 %
	4.4.1	中央公園	S31.10.19	H5.12.28	地区	5.70	0.00	0.0 %
玖珂	2.2.8	大田東街区公園	H13.4.12		街区	0.07	0.00	0.0 %

▼ 未整備の都市計画公園の位置図



都市計画決定後、長期にわたり未整備の都市計画公園は、人口減少や経済の低迷など、社会経済情勢の変化によってその役割や機能が都市計画決定当初と比較して変化しているものもあります。

また、都市計画公園の計画区域内における土地所有者への長期間にわたる建築制限が、大きな課題となっています。

<建築制限について>

内容（都市計画法第 53 条）

都市計画施設の区域内において建築物の建築をしようとする場合は、許可が必要です。



許可基準（都市計画法第 54 条）

- 1) 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 2) 木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造で、容易に移転・除去ができること。

(3) 国が示す今後の公園のあり方

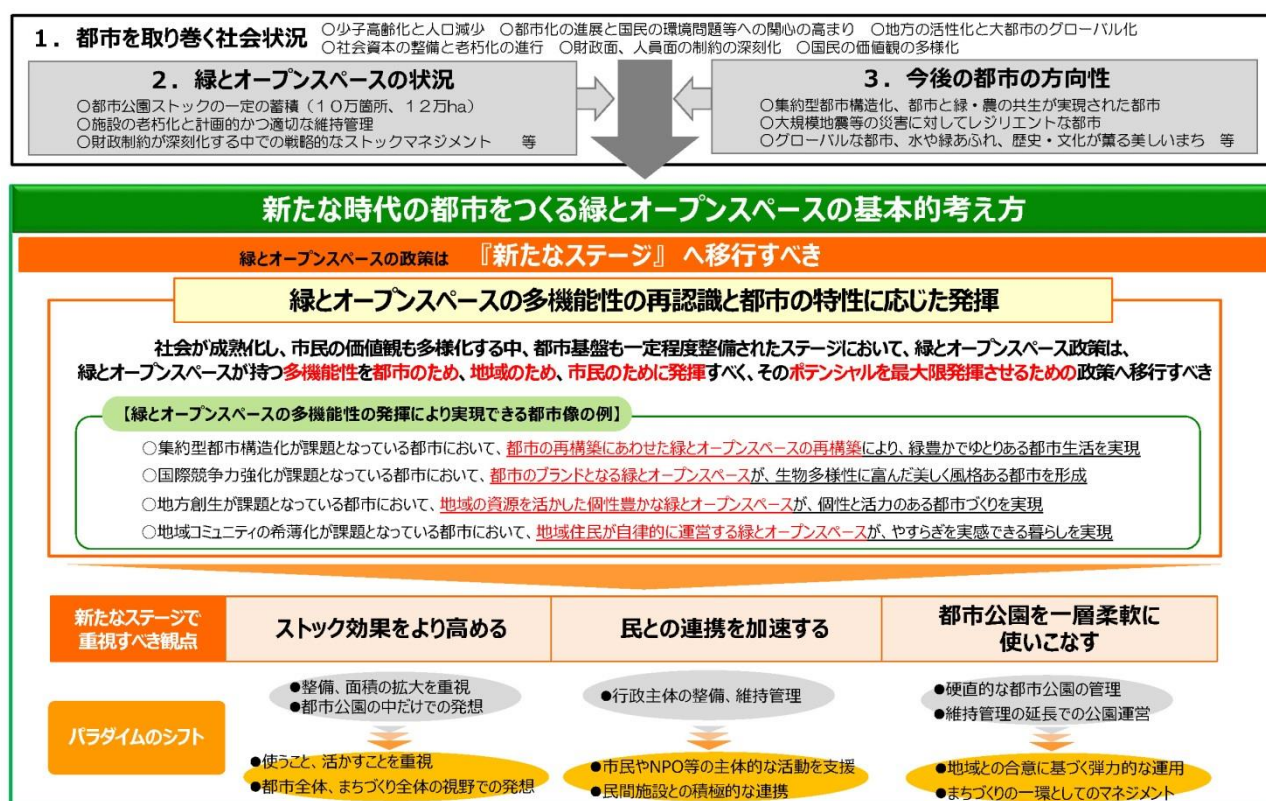
都市公園は、都市に必要不可欠な環境基盤として多くの生物の生息・生育の場となるとともに、都市住民の憩いの場、多様なレクリエーションの場、災害発生時の避難地や避難路、地域固有の美しい風景・景観の形成等に大きな役割を果たすために、これまで整備されてきました。しかし、社会状況は大きく変化しており、我が国では平成20年（2008年）の約1億2,800万人をピークに人口減少社会に突入し、少子高齢化や地域的な人口の偏在も加速しています。また、都市公園をはじめとした社会資本の整備が進む一方、我が国の財政状況は平成2年（1990年）以降急速に悪化し、厳しい財政制約の中での社会資本の効率的な整備、管理が課題となっています。

国土交通省においても、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ（平成28年5月）」において、都市公園の今後の方向性として、①「**ストック効果をより高める**」、②「**民との連携を加速する**」、③「**都市公園を一層柔軟に使いこなす**」の3つが示されています。

本市においても、今後人口減少・少子高齢化に対応し、上記の考えに基づいて既存のストックを活用することを前提とする必要があります。

▼ 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ概要

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ 概要



出典：新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について_概要版（国土交通省）

1-3. 課題

本市の公園に関する現状と課題を以下に整理します。

現 状

- 公園の量としては、地域的な偏りが多少あるものの、その他公共施設緑地などを考慮すると市全体として公園・広場の量は充足している。
- 今後市全体として人口が減少していくことが予想される。

課 題

公園の量の充足や人口減少等を考慮すると、量の確保のために、新たな公園を積極的に整備する必要性は低いため、既存の公園ストックを活かして、今後の少子高齢化等を考慮した公園施策を進める必要がある。



みどりの基本計画等に基づいた公園施策を実施中

- 既存の公園については、整備後、年数が経過したものも多く、施設の老朽化が進んでいる。

公園施設長寿命化計画などのインフラ長寿命化計画に基づく予防保全的管理を実践する必要がある。



公園施設長寿命化計画に基づき公園施設等の更新を実施中

- 都市計画決定されたものの未整備の都市計画公園について、都市計画決定当時と比較して役割等が変化している公園もある。
- 都市計画公園の計画区域内における土地所有者への長期間にわたる建築制限が、課題となっている。

未整備の都市計画公園について、必要性・優先性などについて検証を行い、見直しを行う必要がある。

既存の公園の活用を前提として、未整備都市計画公園の見直しが必要

02 都市計画公園見直し方針及び基準

2-1. 上位計画等の整理

上位関連計画においても、都市計画公園の見直しは以下のように位置付けられています。

(1) 都市計画運用指針

都市計画公園・緑地を含む公共空地の都市計画変更については、都市計画運用指針では以下のとおり考え方が示されています。

【IV-2-2-II)-B-2 公共空地の都市計画の変更】

公共空地の都市計画は、経済社会情勢の変化に応じた都市の将来像の見直しに対応して都市計画区域全体の緑地の配置計画を見直した結果として、都市計画を変更した方が公園等の公共空地の適正な配置のためにより有効となる場合、あるいは適正かつ合理的な土地利用を確保する目的で関連する都市計画との整合を図る必要がある場合に、都市に必要な公園等の公共空地の機能を確保しつつ、変更することが望ましい。このことは、単にその整備が長期にわたり着手されないことのための理由で都市計画を変更することには相当しない。

(2) 岩国市都市計画マスタープラン

都市計画公園の見直しにあたり、上位関連計画との整合を図る必要があり、本市においては岩国市都市計画マスタープランに公園・緑地の整備の方針が以下のように示されています。

【第3章都市づくりの方針（全体構想） (4) 公園・緑地の整備の方針】

- 長期にわたり事業が行われていない都市計画公園については、都市の将来像を踏まえ、その必要性についての検討を行い、適切な計画の見直しを行います。

(3) 岩国市みどりの基本計画

岩国市みどりの基本計画では、公園・緑地の整備の方針が以下のように示されています。

【第8章計画の推進 8-2. 各施策のロードマップ】

4 市民の暮らしの質を向上させる身近なみどりを育む施策

- 未整備都市計画公園の整備など
- 長期未整備都市計画公園の見直し

2-2. 都市計画公園の見直しの考え方

岩国市みどりの基本計画の公園に関する各種方針や人口減少、少子高齢化の進行の現状を踏まえ、公園の見直しの視点として、以下の3つを設定します。

視点1：公園の機能面からの必要性・優先性の検証

公園を整備することで多種の効果がありますが、大きくは、レクリエーション機能、環境保全機能、防災機能、景観機能の4つの機能に分類されます。対象地の周囲の状況からこれらの機能について分析し、公園の必要性・優先性を検証することが重要となります。

視点2：投資効果の有無の検証

公園整備を行うためには、測量・調査費や用地費、施設整備費などのイニシャルコストが必要となります。また、整備後にも維持管理費などのランニングコストが発生し、総合的に費用が発生します。一方、公園を整備することで直接的な利用価値や公園が存在することによる間接的な価値があります。公園整備に対する投資効果の有無を検証するために、費用対効果の分析を行い、投資効果の低い公園については、見直しを行う必要がある公園として設定します。

視点3：公園整備の実現性の検証

公園整備の必要性が高く、投資効果も高いにも関わらず、これまで整備されていないことは、計画の実現にあたって何らかの課題があったと考えられます。そこで、事業の実現性やこれまでの経緯を整理し、整備の実現性が低い公園については見直しを行う必要があります。

2-3. 見直し基準の設定

(1) 公園の機能面からの必要性・優先性の検証

公園に求められる機能は一般的に、レクリエーション機能、環境保全機能、防災機能、景観機能に区分されます。これらの機能ごとに立地や周辺の状況により、各公園について評価を行います。下表に各機能の評価方法をまとめます。

▼立地・周辺状況からの公園機能の評価

機能	評価項目	評価内容
レクリエーション機能	①公園に対する需要が今後も増加すると考えられる公園か	対象公園を中心とした検討対象半径内の人口が平成 27 年(2015 年)から平成 47 年(2035 年)にかけて増加する公園
	②緑地やオープンスペース等の空間が少ない市街地に計画されている公園か	みどりの基本計画の目標値である公園緑地確保量が公園の誘致圏内で 10.76 m ² /人未満の公園
環境保全機能	③自然環境の保全、生態系の維持等を図ることが可能な公園か	みどりの基本計画の目標値である緑被率が公園の誘致圏内で 21%未満の公園
	④騒音、大気汚染等から生活環境を改善に寄与することが可能な公園か	「準工業地域」「工業地域」の用途地域に接するなどの公園 または、都市計画マスタープランの地域別構想等において幹線道路に指定されている路線に隣接する公園
防災機能	⑤避難地としての機能を有し、救援活動などの拠点となる公園か	有効避難面積が検討対象半径内の人口に対して 2 m ² /人未満の公園
	⑥災害時の延焼防止、緩衝、洪水調整等の機能を持つ公園か	立地が DID 地区内にある公園
景観機能	⑦景観を保全・創出するために計画されている公園で、整備することによって地域の個性となり、また、うるおいや魅力ある街並みを創出することにつながる公園か	景観重点地区や緑化重点地区内の公園
分布状況	⑧既存ストック活用の観点から、未着手公園の代替公園・広場があるか	対象公園の誘致圏内に代替公園・広場がある公園

（２）投資効果の有無の検証

投資効果の有無の検証は、国土交通省が具体的な分析手法マニュアルを公表しています。この分析手法は、公園を新設する際や公園建設後の事後評価を行う際など、各場面で採用されている手法です。マニュアルには「小規模公園費用対効果分析手法マニュアル」と「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」の２種類がありますが、本見直しでは住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）を対象とした「改訂第２版 小規模公園費用対効果分析手法マニュアル（国土交通省都市局公園緑地・景観課）平成 29 年 4 月」を用い分析を行います。

分析の結果、費用便益比（B/C）が 1.0 以上の場合、発生する便益の方が費用より大きいこととなり、調査対象公園の整備が妥当であると考えられます。

小規模公園費用対効果分析手法マニュアルでは、以下の価値を計測し貨幣換算します。

- 利用価値（実際に公園を利用する、または将来の利用を担保する価値）
例：子どもたちの安全な遊び場の提供、周辺住民の語らいの場の提供、レクリエーションの場の提供、地域の人々の交流の場の提供
- 環境価値（都市景観の向上、都市環境を維持・改善する価値）
例：緑地の提供、動植物の生息の場の提供、うるおいのある町並みの提供
- 防災価値（震災等災害時に有効に機能する価値）
例：災害・延焼防止の役割の提供、一時的な避難場所の提供、炊き出しの場の提供、情報交換の場の提供

（３）公園整備の実現性の検証

実現性の検証は、以下の２つの項目のうち、どれか一つにでも該当すれば、実現性に向けた問題があるということであると考えます。また、問題がある場合でも、代替地や面積変更により実現可能かどうかを検証します。

評価項目	評価内容
①移設困難施設、補償施設の有無	区域内に移設が困難な施設や大きな補償が必要となる施設がないか
②構造上の問題	地形上等の制約から整備が困難ではないか

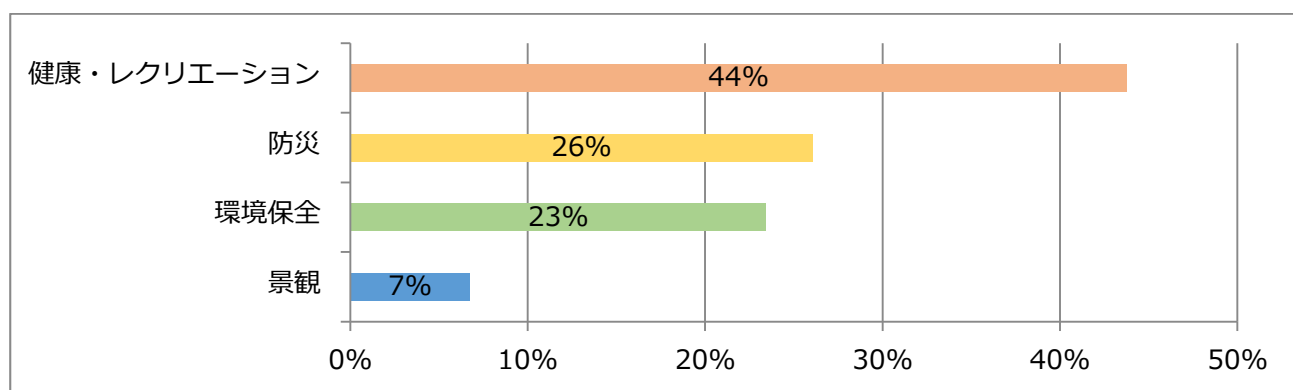
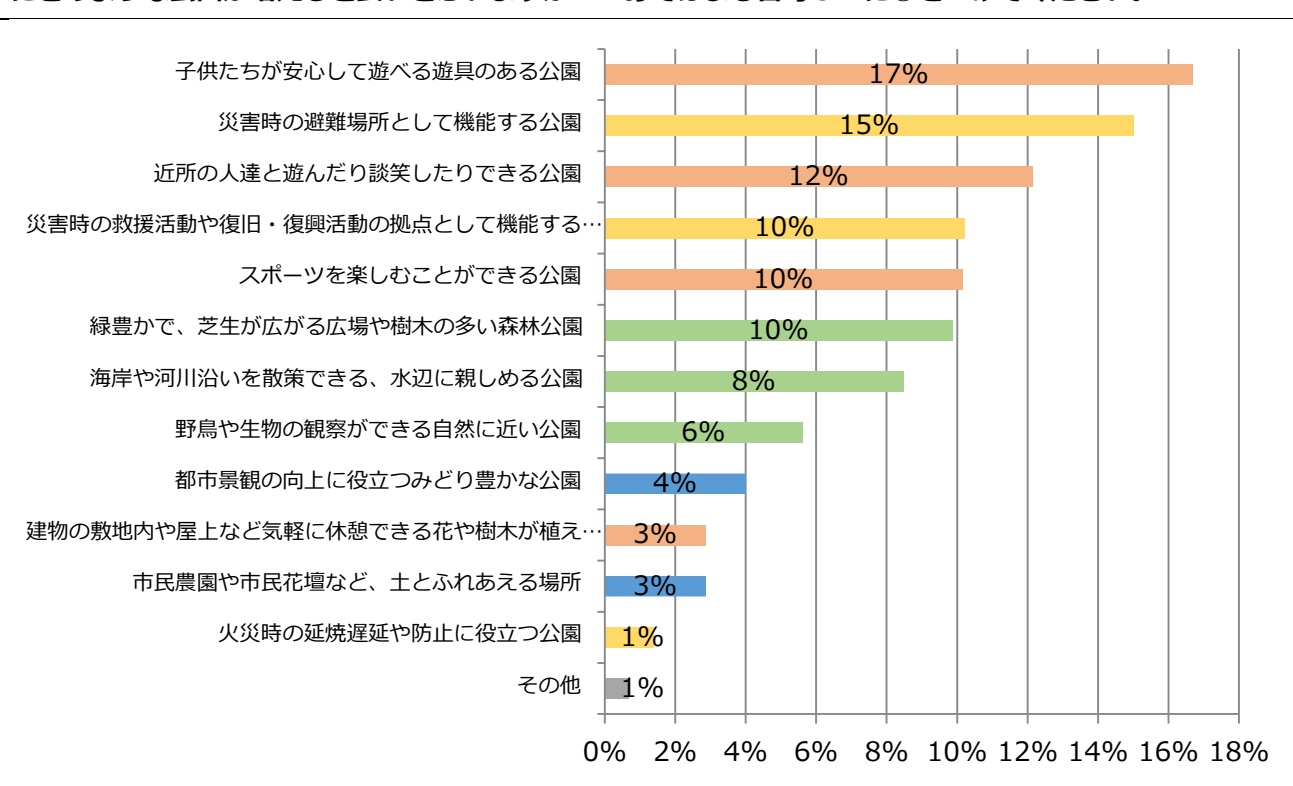
（４）機能・必要性評価の市民意向の導入

各機能は、並列的なものではなく、市民が多く求めている機能については、重要度を高めることで、岩国市独自の機能評価となります。岩国市みどりの基本計画策定時に実施された自治会へのアンケート調査結果（公園や緑地に求める役割）を見ると、「子どもが安心して遊べる遊具のある公園」が最も回答割合が高く、次いで「災害時の避難場所として機能する公園」が高くなっています。

また、上記の評価を公園の４つの機能に分類すると、「レクリエーション」が最も高く、次いで「防災」、「環境保全」、「景観」の順となっています。

そこで、市民の求める公園の機能を踏まえ、「レクリエーション」、「防災」機能は、評価の重み付けを高くすることとします。

公園や緑地には、レクリエーションの場、環境保全、景観形成、災害防止などの役割がありますが、将来的にどのような公園が増えると良いと思いますか？ あてはまる番号３つに○をつけてください。



2-4. 見直し評価フロー

